

事務連絡
令和5年10月19日

(一社) 富山県建設業協会長 殿

富山県土木部長

令和5年度災害復旧工事における現場代理人兼務要件の緩和に係る
特記仕様書への明示について

このことについて、別添のとおり通知したところですが、下記のとおり特記仕様書において取り扱うこととしたので、通知します。

つきましては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

1 特記仕様書への明示例

第〇〇条（現場代理人兼務要件緩和の対象工事に該当する場合、必須）

本工事における現場代理人の別工事との兼務について、兼務できる工事の件数は、3件まで（災害復旧工事（県発注）以外の工事は、他の発注機関の工事を含め2件まで）とする。

ただし、兼務する工事に他の発注機関の工事が含まれる場合、その発注機関に兼務が可能か否か事前に確認し、承認を受けるものとする。

（事務担当：建設技術企画課技術指導係）